

2007年5月10日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関すること及び神奈川県後期高齢者医療広域連合への移行に伴う事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限の解除，本人以外のもので収集すること及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用し提供すること及び目的外に利用し提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2007年4月24日付けで諮問（第252号）された老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関すること及び神奈川県後期高齢者医療広域連合への移行に伴う事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限の解除，本人以外のもので収集すること及び本人以外のもので収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用し提供すること及び目的外に利用し提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第2項第2号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のもので収集する必要があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項の規定による本人以外から収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用し提供する必要があると認められる。
- (5) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用し提供することに伴う本人通

知を省略することの合理的理由があると認められる。

- (6) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性、必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用し提供する必要性及び目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、医療制度を取り巻く大きな環境変化に直面している中で、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」「医療費適正化の総合的な推進」「超高年齢社会を展望した新たな医療保険体系の実現」の三つの柱を基本的な考え方として、医療制度の構造改革が行われている。

こうした中、75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療制度については、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法の一部として、老人保健法が一部改正され高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）に改められ、独立した医療制度を創設することとなり、保険財政の安定化を図る観点から広域的に保険運営を行うため、法律の規定により、県内すべての市町村が加入することとした運営主体として、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が平成19年1月11日設立された。これにより、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、国民健康保険等の医療保険に加入しながら老人保健制度で医療を受けていたが、平成20年4月1日からはこの広域連合が運営する、新しい後期高齢者医療制度で医療を受けることとなる。また、事務の分担としては、市町村では届出書及び申請書の受付、保険料の徴収、収納管理、滞納整理を行い、広域連合においては被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課額決定等その他の後期高齢者医療制度に関わる業務を行う。

この事務の実施にあたり、広域連合については、例えば被保険者の資格について、住所、氏名、生年月日等の必要な情報がないと認定することができない。また、市町村では広域連合が賦課した情報がないと、保険料の徴収等を行うことができない。そしてこれらの事務処理について、現行の老人保健制度でのサービスと同レベルを維持させ、迅速かつ正確に処理するためには、コンピュー

タによる処理が必要である。

そこで今回については、①広域連合が新たに行う事務に必要な情報については、医療予防課が本人以外（市民窓口センター、市民税課、生活福祉課、保険年金課、障害福祉課、介護保険課）から収集し、これを広域連合へ提供する必要があること、②市町村が保険料の徴収等に必要な賦課情報等について、本人以外である広域連合から収集を行う必要があること、③事務処理についてはコンピュータ処理による必要があること、について諮問するものである。

(2) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

外国人登録者について、国の示した仕様により国籍情報を広域連合に提供する必要がありますため、諮問をするものである。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

後期高齢者医療制度の開始後は、市町村では届出及び後期高齢者医療給付の受付、保険料の徴収、収納管理、滞納整理を行い、その他の後期高齢者医療制度に関わる業務は広域連合で行う。

このうち、市町村が行う保険料の通知、徴収については、広域連合が決定した保険料の賦課額決定に基づき処理するため、賦課額を把握できないと、保険料の徴収等を行うことができない。このため、本人以外である本市関係各課からの収集並びに広域連合から賦課額情報について収集する必要がある。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

事務の目的が被保険者資格の確認、保険料を適正に徴収・収納管理をすることであり、結果として、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を阻害することになると判断されるため、個別の通知は省略したい。

なお、本人以外から収集することについては広報等で周知を図るものとする。

(5) 個人情報を目的外に利用し提供する必要性について

現行の老人保健制度では、市町村が医療費給付業務として、受給者資格の確認、医療機関からの診療報酬明細書の内容確認等を行っているが、この度の広域連合が行う後期高齢者医療の事務としては、広域連合側で、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うこととなる。広域連合で資格の認定にあたっては、住所、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の設定など、当該事務を正確かつ迅速に遂行させるためには、次の項目について必要であり、広域連合に提供するものである。

なお、アは医療予防課が広域連合へ外部提供するもので、イからキまでは医療予防課が目的外に利用し、当該個人情報を広域連合に提供するものである。

ア 医療予防課所管の老人保健受給者情報

イ 市民窓口センター所管の住民基本台帳情報及び外国人登録情報

- ウ 市民税課所管の税情報
- エ 生活福祉課所管の生活保護の受給者情報
- オ 保険年金課所管の国民健康保険情報
- カ 障害福祉課所管の障害者情報
- キ 介護保険課の介護保険情報

(6) 本人以外から収集し及び目的外に利用し提供する個人情報の項目

関係各課からの情報については、国の示した仕様により医療予防課が収集し、広域連合に提供する必要がある。

項目及び情報所管課名

ア 老人保健法情報；医療予防課

老人保健市町村番号，受給者番号，氏名，住所，生年月日，性別，負担割合，加入保険者番号，基準収入額認定情報（申請年月日，認定年月日），老齢福祉年金受給者情報，限度額適用・標準負担額減額認定情報（申請年月日，認定年月日），特定疾病情報（申請年月日，認定年月日，疾病事由），住所地特例情報（認定年月日），障害認定情報（障害者手帳等の交付年月日，申請年月日，認定年月日，障害の種類（身体障害，知的障害，精神障害）及び程度），高額医療費受給情報（該当記録，給付記録，受け取り口座情報（金融機関名，支店名，預金種目，口座番号，口座名義人））

利用目的

老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に移行するのに伴う現行受給者情報の引継のため

イ 住民基本台帳，外国人登録情報；市民窓口センター

氏名，住所，生年月日，性別，続柄，異動年月日，転入前住所，国籍（外国人のみ）

利用目的

法第50条に基づく，後期高齢者医療の被保険者の資格確認のため

ウ 所得情報；市民税課

被保険者本人，配偶者，被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の，

相当年度，課税非課税区分，未申告区分，経過措置該当非該当区分，旧ただし書所得，市民税課税所得額，営業所得額，農業所得額，不動産所得額，利子所得額，配当所得額，配当証券投資所得額，外貨建所得額，配当（控除無）所得額，給与所得額，その他雑所得額，総合短期譲渡所得額，総合長期譲渡所得額，一時所得額，総合譲渡一時所得額，給与収入額，給与専従者収入額，専従者給与額，公的年金収入額，分離短期譲渡一般所得額，分離短期譲渡軽減所得額，分離長期譲渡一般所得額，分離長期譲渡特定所得額，分離

長期譲渡軽減所得額，山林所得額，先物取引所得額，未公開株式譲渡所得額，  
上場株式譲渡所得額，分離短期一般特別控除額，分離短期軽減特別控除額，  
分離長期一般特別控除額，分離長期特定特別控除額，分離長期軽減特別控除  
額，繰越純損失額，繰越雑損失額，繰越株式損失額，繰越先物損失額，繰越  
居住用損失額，居住用損失額

利用目的

法第67条，第104条第2項に基づく，被保険者の負担割合及び保険料  
額の算定のため

エ 生活保護受給者情報；生活福祉課

生活保護受給者の氏名，住所，生年月日，性別，受給開始年月日

利用目的

法第51条に基づく，後期高齢者医療被保険者の適用除外者の確認のため

オ 国民健康保険情報；保険年金課

特定疾病受給者情報（氏名，住所，生年月日，性別，申請年月日，認定年  
月日，認定事由）

住所地特例該当者情報（氏名，住所，生年月日，性別，申請年月日，適用  
年月日）

利用目的

特定疾病療養受給者証を交付するための資格確認のため

法第55条に基づく後期高齢者医療被保険者の資格確認のため

カ 障害者情報；障害福祉課

身体障害1級から4級，療育手帳A1・A2，精神障害者保健福祉手帳1  
級・2級該当者の氏名，住所，生年月日，性別，手帳交付年月日

利用目的

法第50号第1項第2号に基づく，後期高齢者医療被保険者の資格確認の  
ため

キ 介護保険情報；介護保険課

住所地特例該当者情報の氏名，住所，生年月日，性別，適用年月日

利用目的

法第55条に基づく，住所地特例該当者の確認のため

(7) 個人情報をもとに目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略することにつ  
いて

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり，そのことが結果  
的に被保険者に対して，質の高い医療サービスを提供することにつながる。個  
人に通知することについては，相手が多数であり，業務の効率や運営を著しく  
阻害することになると判断されるため，個別の通知は省略したい。

なお、目的外に利用し提供することについては、広報等で周知を図るものとする。

(8) コンピュータ処理について

広域連合では被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うこととなるが、資格の認定にあたっては、住所、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の設定など、必要な情報を市町村から提供する必要がある。本市の場合、この提供しなければならない件数は、当初で約3万3千件と大量のデータとなる。さらに運用後は、必要な異動分データのみを抽出し、提供しなければならず、迅速かつ正確に行うためにはコンピュータによる処理が不可欠である。

また、市町村の行う事務として、広域連合から提供される賦課情報をもとに保険料の徴収を行う。この徴収、収納管理及び滞納整理事務についても、迅速かつ正確に徴収事務を行うためには、コンピュータによる処理が不可欠である。

なお、実施時期について、法施行は平成20年4月となっているが、制度の切り替えを円滑に行うために、十分に事前テストを行う必要がある。このため、広域連合からの希望時期である6月にテストデータの作成を予定している。

(9) 安全対策

安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、広域連合に対し必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

なお、広域連合では、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護、適正な取扱いについて努めている。

また、本システムについては、広域連合との専用ネットワークを使用するため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

さらにシステムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに医療予防課担当職員に限定する。

(10) 実施時期

2007年6月予定。

(11) 提出資料

- ア 後期高齢者医療制度の概要
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）
- ウ 利用及び提供する個人情報の項目について
- エ システム全体概要図
- オ 個人情報取扱事務届出書
- カ 後期高齢者制度への移行に向けた主なスケジュール（予定）
- キ 後期高齢者医療事務における情報の流れ

- ク 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
- ケ 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- コ 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則
- サ セキュリティポリシー体系図
- シ 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針（案）
- ス 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー対策基準（案）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)ないし(6)のとおり判断をするものである。

#### (1) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

外国人登録者について、国の示した仕様により国籍情報を広域連合に提供する必要がある。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

#### (2) 本人以外のものから収集する必要性について

後期高齢者医療制度の開始後は、市町村では届出及び後期高齢者医療給付の受付、保険料の徴収、収納管理、滞納整理を行い、その他の後期高齢者医療制度に関わる業務は広域連合で行う。

このうち、市町村が行う保険料の通知、徴収については、広域連合が決定した保険料の賦課額決定に基づき処理するため、賦課額を把握できないと、保険料の徴収等を行うことができない。このため、本人以外である本市関係各課からの収集並びに広域連合から賦課額情報について収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

事務の目的が被保険者資格の確認、保険料を適正に徴収・収納管理をすることであり、結果として、老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を阻害することになる。

なお、実施機関では、本人以外から収集することについては広報等で周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) 目的外に利用し提供する必要性について

現行の老人保健制度では、市町村が医療費給付業務として、受給者資格の確認、医療機関からの診療報酬明細書の内容確認等を行っているが、この度の広域連合が行う後期高齢者医療の事務としては、広域連合側で、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うこととなる。広域連合で資格の認定にあたっては、住所、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の設定など、当該事務を正確かつ迅速に遂行させるためには不可欠な個人情報であるため、広域連合に提供するものである。

以上のことから判断すると、広域連合が必要とする個人情報を医療予防課が目的外に利用するとともに、当該個人情報及び医療予防課が所管する老人保健受給者情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(5) 目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

事務の目的が広域連合の適正な事務を遂行することであり、そのことが結果的に被保険者に対して、質の高い医療サービスを提供することにつながる。個人に通知することについては、相手が多数であり、業務の効率や運営を著しく阻害することになる。

なお、実施機関では、目的外に利用し及び提供することについては、広報等で周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(6) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

広域連合では被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課に関する事務を行うこととなるが、資格の認定にあたっては、住所、年齢の確認にはじまり、世帯の収入に応じた負担区分割合の設定など、必要な情報を市町村から提供する必要がある。本市の場合、この提供しなければならない件数は、当初で約3万3千件と大量のデータとなる。さらに運用後は、必要な異動分データのみを抽出し、提供しなければならず、迅速かつ正確に行うためにはコンピュータによる処理が不可欠である。

また、市町村の行う事務として、広域連合から提供される賦課情報をもとに保険料の徴収を行う。この徴収、収納管理及び滞納整理事務についても、迅速かつ正確に徴収事務を行うためには、コンピュータによる処理が不可欠である。

なお、実施時期について、法施行は平成20年4月となっているが、制度の切り替えを円滑に行うために、十分に事前テストを行う必要がある。このため、広域連合からの希望時期である6月にテストデータの作成を予定して



いる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

#### イ 安全対策について

安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、広域連合に対し必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

なお、広域連合では、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護、適正な取扱いについて努めている。

また、本システムについては、広域連合との専用ネットワークを使用するため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

さらにシステムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに医療予防課担当職員に限定する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上